

○金融庁告示第 号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第七条第三項及び第八条第四項の規定に基づき、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者及び金融庁長官の定める取引を次のように定め、令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 店頭デリバティブ取引 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二一条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。
- 二 通貨関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第一百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。
- 三 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

四 取引情報蓄積機関 法第百五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。

五 指定外国取引情報蓄積機関 法第百五十六条の六十三第一項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。

六 取引情報 法第百五十六条の六十三第三項に規定する取引情報をいう。

七 非清算集中等取引情報 法第百五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。

八 金利関連店頭デリバティブ取引 金融商品（法第二条第二十四項各号に規定するもののうち、同項第二号に規定する預金契約に基づく権利その他の権利に関するものに限る。）の利率を対象とする法二条第二十二項第一号から第五号までに掲げる取引をいう。

九 債券関連店頭デリバティブ取引 府令第百十七条第二十項第三号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引をいう。

第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官が指定する者及び金融庁長官が定める取引は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める取引を除く取引に関する非清算集中等取引情報をとする。

一 店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となつているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。以下この号において同じ。）に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者　店頭デリバティブ取引に関する内閣府令第六条第一項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）、債券関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）及び通貨関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）

二 店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となつているものであつて、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。以下この号において同じ。）に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が七月から十二月までに属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満で

ある者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に  
対し、報告した者 同項各号に掲げる取引のうち、金利関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属する  
ものとして経理されるものに限る。）、債券関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして  
経理されるものに限る。）及び通貨関連店頭デリバティブ取引（信託勘定に属するものとして経理され  
るものに限る。）